

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 2月度)

- 1 日 時 令和5年2月1日(水)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時24分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 12名
1番 山下 裕 4番 上出 義美 5番 西塚 信司
6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 3名
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 9番 小澤 幹夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員 4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和4年度2月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) 今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長(会長) 本日は、中葉委員、道淵委員、小澤委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、田中利男委員、嵐委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——件、——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。それがいわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、法務局に届出して、変更登記することになります。

今回の申請件数は3件です。

まず1件目は、氷見市**——番他、計——筆で、申請面積は——㎡、登記地目は田です。

譲渡人 富山市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ譲渡人の要望で、贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、—m²で、今回の申請農地—m²を取得すると、合計—m²となります。この合計面積が、5,000 m²以上にならないと許可ができません。これがいわゆる「5反要件」と言われるものです。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしています。

譲渡人は市外に居住し、農地の耕作者を探していました。譲受人は**地区で自然農法栽培をされており、その栽培を指導している方が仲介役となって調整され、贈与による所有権移転となったものです。

2件目は、氷見市**番他、計—筆で、申請面積は—m²、登記地目は田です。

譲渡人 射水市**番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、—m²で、今回の申請農地—m²を取得すると、合計—m²となります。本件も、5反以上となりますので、要件を満たしています。

譲受人は農業経営の安定化を図るため、農地の取得を考えていたところ、市外に居住する譲渡人とこの度、話がまとまったものです。

3件目は、氷見市**番で、申請面積は—m²、登記地目は田です。

譲渡人 高岡市**番地(氏名**)から

譲受人 氷見市**番地(氏名**)へ譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、—m²で、今回の申請農地—m²を取得すると、合計—m²となります。本件も、5反以上となりますので、要件を満たしています。

本件も、譲受人が農業経営の安定化を図るため、農地の取得を考えていたところ、市外に居住する譲渡人とこの度、話がまとまったものです。

以上3件ともに譲渡人が市外居住です。このような方がまだまだ潜在的にいらっしゃると思われますので、相談がございましたらまずは地区内の担い手へお声かけいただくなど、橋渡しをお願いいたします。

以上ですが、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いし
ます。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法
第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原
案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に
ついて意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件1件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のもの
に転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、
使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、第4条申請となっております。

番号1、地区は——です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記が
両方とも田、現況が——番は宅地、——番は田、現地は——番は農器具
収納庫、——番は耕作されていない状況でした。

申請面積は——㎡、転用目的が——です。
農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

なお、この案件は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となりますので、当番委員からの報告はありません。

では、今回付された案件1件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

まず除外とは、農用地区域内にある農地は転用行為ができないため、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的としてこの農用地区域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²、除外後の用途は**です。

農用区域でしかできない理由として、譲受人は隣接地で保育園を営んでいるが、近年送迎バスの利用者より個人の送迎が増え、その待機スペースを確保するために従業員の車を施設周囲の市道の路肩に駐車せざるを得ない状況でした。このままでは危険なため、早急に隣接する願出地を取得して園の敷地を拡張し、従業員の駐車スペースを設けたいからとなっております。

農用区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、事務局から報告を受けます。

（事務局） 先般**月**日、**委員と地区推進委員及び私で現地調査を実施しました。本日、**委員が欠席のため、私から結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会2月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年2月1日

議 長

署名委員

署名委員
